

令和3年度愛知県立大学大学院国際文化研究科博士前期課程における 社会人学生の募集について

令和3年度（令和2年度実施）愛知県立大学大学院国際文化研究科博士前期課程における社会人学生の募集につきまして、日本文化専攻の昼間コース・夜間コースの区別を廃止し、出願資格を次のとおり変更します。

変更後	現 行
次の各号のいずれかに該当する者 (1) 一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、入学時において学士取得後2年以上の社会人としての経験を有するもの（職歴は問わない。また、出願時に学部生として在学中のものを除く。） (2) 一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、官公庁・企業・非営利団体等から派遣されるもの（学士取得後の年数は問わない。）	(1) 国際文化専攻及び日本文化専攻社会人（昼間コース） ア 一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、入学時において学士取得後2年以上の社会人としての経験を有するもの（職歴は問わない。また、出願時に学部生として在学中のものを除く。） イ 一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、官公庁・企業・非営利団体等から派遣されるもの（学士取得後の年数は問わない。） (2) 日本文化専攻社会人特別A（夜間コース） (1) アと同じ (3) 日本文化専攻社会人特別B（夜間コース） 一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、現に就業しているもの又は就業の意志があり、入学後働きながら勉学する意志の確約できるもの

昼夜開講（昼と夜の開講科目を隔年で交替）は継続して実施しますので就業しながら勉学することが可能です。